

【第8章 他自治体との連携、協力等】

条 文	解 説
第50条 市民及び市は、市外の人々と交流及び連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。	【解説】 まちづくりのさまざまな分野での課題などについて、市外の人々と連携してその意見を取り入れ、解決に向けて取り組むことを規定しています。

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第50条（他自治体住民との連携）	■この条文に特化した取り組みはないが、51条、52条関連や各施策・政策を進める際に行われている。 また、生駒市自治連合会と奈良市自治連合会との情報交換を行い、連携を進めていく予定。	市民・市ともより一層条文の規定どおり進めていく必要がある。	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・大学との協定などにより行政では外部の知恵を活用している。また、シンポジウム、講演会など外部の知恵を市民に提供する機会も設けられている。これに加えて、市民がまちづくり等の活動を行う際に、個別に学識経験者、有識者、他市で活動されている方々から、アドバイスやサポートを得られる制度を検討してはどうか。 ・現在、生駒市自治連合会は、奈良県自治連合会を通して情報交換をしているが、今後は更に、近隣の自治連合会と情報交換し、連携していく必要がある。

【第8章 他自治体との連携、協力等】

条 文	解 説
<p>第51条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解の下、連携してまちづくりを推進するものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>市民生活の活動範囲は市域を超えて広がっていることから、広域にまたがって共通するさまざまな分野における地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営を行うため、近隣自治体間での情報共有と相互理解を図り、連携してまちづくりを推進していこうとする規定です。生駒市では、「奈良県市町村会館管理組合」、「奈良県後期高齢者医療広域連合」などの一部事務組合等に加入しているのをはじめ、近隣の6市間で災害時における相互応援協定の締結や第二阪奈有料道路での事故等に対応するため「東大阪市、生駒市及び奈良市消防相互応援協定」を締結しています。</p>

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第51条（近隣自治体との連携）	<p>■災害時相互応援協定の締結</p> <p>近隣の6市（八幡市、京田辺市、交野市、寝屋川市、枚方市）間での災害相互応援協定を締結している。</p>	<p>南海トラフ巨大地震等大規模災害時は近隣市町村も被災し、応援が期待できない可能性がある。</p>	特になし	<p>・この解説例については、インターネット等で全て検索出来るようにしておく必要があるし、マスコミへの情報提供とあまり時間差なく情報のアップが必要だと思えます。</p> <p>・災害時等の、応援協定6市以外にもの、障害者の対応出来る病院等情報も掴んでおられるのか。（子ども、透析患者、心臓・・・）</p> <p>・大東市、四条畷市とも災害相互応援協定を締結していると思うので、解説の「6市」を変更する必要があるのではないかと。県内他市町村との災害時の連携は？</p>
	<p>■生活排水対策の実施</p> <p>竜田川流域3市町（生駒市・平群町・斑鳩町）で竜田川流域生活排水対策推進会議を構成し、廃食用油の回収作業を共同で実施する等、竜田川的生活排水対策の調査、市民への啓発を連携し行っている。</p>	<p>連携した啓発活動の回数を増やす等のさらに積極的な取組が必要。</p>	特になし	
	<p>■東大阪ブロック・京阪奈北レジ袋削減推進会議（枚方市、寝屋川市、交野市、門真市、四條畷市、守口市、大東市、東大阪市、八幡市、京田辺市）を実施している。</p> <p>レジ袋の削減を目的とし、他市町間の情報を共有して最終的に事業所と削減の協定を結ぶ予定をしている。</p>	<p>レジ袋の削減も行っていくが、今後3Rを推進していくため自治体間の情報共有を深めていく必要がある</p>		
	<p>■公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構の「新産業創出交流センター事業」の運営に参画し、京都府、大阪府、奈良県、京田辺市、木津川市、精華町、公益社団法人関西経済連合会等と連携し、関西文化学術研究都市内の企業誘致、先端大を中心としたクラスターの活性化、企業立地のための情報発信や情報収集等に関する事業を連携協力して実施している。</p> <p>具体的には、京田辺市、木津川市、精華町と共同で中小企業総合展などの展示会に出展し、企業誘致活動を実施している。</p> <p>■生駒市、平群町、三郷町で信貴生駒山系鳥獣被害防止対策協議会を設立し、野生鳥獣による被害防止対策の充実、強化を図るとともに、関係機関の連携の下、総合的な被害防止体系を確立し、農林業の被害軽減等に努めている。</p>	<p>近隣自治体間で地理的条件やインフラ整備等が違うため、企業誘致の姿勢に温度差がある。</p> <p>奈良県と京都府がどのように連携して、企業誘致施策を実施していくかが課題である。</p>		
	<p>■奈良市・生駒市消防通信指令事務協議会設立</p> <p>大規模災害時に連携、協力して対応ができるよう奈良市と生駒市にて消防通信指令業務の共同化を平成28年4月実施に向け取り組む。</p>	<p>・消防通信指令業務の共同化により、奈良市と生駒市の境界付近の災害に対しての応援出動の検討</p> <p>・消防指令センターが奈良市に移転することによる住民サービスへの影響</p> <p>・消防の広域化による相互応援協定の見直しの検討</p>		

【第8章 他自治体との連携、協力等】

条 文	解 説
<p>第52条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、市民参画を進めながら、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるものとする。</p>	<p>【解説】 第51条の近隣自治体との連携に加えて、自治体間での共通課題や環境問題、交通問題のように広範囲に及ぶ課題については、単独の自治体だけでは対応しきれないことから、市民参画を得ながら、関係自治体をはじめ、県や国とも対等の立場で連携しながら協力して解決すべきことを定めています。生駒市では、廃棄物の広域処理等に関する大阪湾フェニックス計画をはじめ、大和川及び竜田川流域の水質改善、再生等を目指すプロジェクト会議や推進会議に参画しています。</p>

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第52条（広域連携）	<p>■環境自治体会議 全国53自治体が加盟し、自治体環境政策の推進、環境に関する情報ネットワークづくり等を共通目的として活動している。（平成27年度に第23回環境自治体会議「いこま会議」を開催）</p> <p>■環境首都創造ネットワーク 持続可能な社会を地域から実現するための調査・研究、政策立案、実施、全国への普及に協働で取り組むための基盤として、生駒市、飯田市、宇部市等自治体及びNGO、研究機関が参加して活動している。</p> <p>■地球環境を考える自治体サミット 環境問題に積極的に取り組み自治体の首長が集い、環境政策の国政への提言、先進例、成功例の情報発信を行うことにより、持続可能な社会の実現に寄与することを目的として活動している。</p>	<p>提言の発言力増加のためにも積極的な会員自治体の勧誘活動が必要である。</p>	特になし	<p>・第51条と同じ意見です。</p> <p>・現時点においては、奈良県とは必要最低限、行政課題に対応するための協力関係しか構築できておらず、健全な協力関係を再構築する必要がある。</p> <p>・環境自治体会議に所属する29市と災害時の相互応援協定を締結していることも連携に入るのでは？</p>
	<p>■「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書」の締結</p> <p>■廃棄物の広域処理等に関する大阪湾フェニックス計画</p> <p>■災害等緊急時における一般廃棄物（ごみ）処理に関する相互応援基本協定 ①主体 奈良県都市清掃協議会 ②締結団体 12市+香芝・王寺環境施設組合 ③締結年月日 平成18年8月28日 不測の事態等ごみの適正処理が困難となった際、相互に応援</p> <p>■奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書 ①主体 奈良県 ②締結団体 奈良県+県内市町村+県内一部事務組合 ③締結年月日 平成24年8月1日 支援要請地震・豪雨等による大規模災害発生時等</p> <p>■警察署使用不能時における施設使用に関する協定 ①主体 生駒市、生駒警察 ②締結年月日 平成24年10月10日 警察署使用不能時にエコパーク21を使用</p>	<p>各市町村の施設能力等を把握し有事に備える。</p> <p>焼却灰を埋め立てしている事業である。埋立量を減らすためごみ半減プランに沿って燃えるごみの減量を目指す。</p>	特になし	
	<p>■敦賀市、広陵町、泉大津市、加東市など他自治体のイベントに参加し、観光PRや企業誘致活動を実施。</p>	<p>物販などの出店が必要な場合、関係機関との協働、人員の確保、仕入れ・販売方法などのシステムが確立されていないので、その都度調整が必要である。</p>	特になし	
	<p>■奈良県と市県民税にかかる協働徴収 職員の相互派遣</p>		特になし	
	<p>■平群町との収納事務における連携協力 生駒市、平群町で共通の収納システムを使用し、システム維持管理費、改修費等を節減</p>		特になし	

【第8章 他自治体との連携、協力等】

条 文	解 説
<p>第53条 市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努めるとともに、多文化共生社会の視点に立ったまちづくりを推進するものとする。</p>	<p>【解説】 日常生活におけるさまざまな分野で国際交流、協力を努めるとともに、市民が、ともに地域に暮らす住民として、国籍や言語、文化、生活習慣などの違いを認め、尊重し共存できる多文化共生社会の視点に立った国際感覚豊かなまちづくりを推進することを定めています。生駒市では、国際化基本指針などを策定し、それらに基づく事業及び施策を展開しています。</p>

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
<p>第53条（国際交流及び多文化共生）</p>	<p>■国際化ボランティア事業(H26年度) 市民と外国人が交流を深め、理解しあうことで、「多文化共生」社会づくりを推進することを目的。19名登録。 外国籍市民が市の行政サービスを利用するにあたっての通訳、市が作成する外国人向け文章の翻訳、災害時における通訳、翻訳の支援等を行う。</p> <p>■日本語教室 市内に生活基盤を持ち、日本語に不自由している外国人等を対象に、基礎的な日本語学習の場として、多文化共生のまちづくりの一環として実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアは常駐ではないため、窓口での突発的な需要には対応できない。 ・文章の翻訳については、その翻訳が妥当かを最終的に判断できる者がいない。 ・災害時に支援を要請できるインフラが寸断されていることも考えられる。 <p>・日本語学習支援ボランティアの確保</p>	<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この解説文の中に「国際化基本方針」と書かれていますが、生駒市のホームページで検索しても内容は出てきません。人権施策課に問い合わせてくださいとなっています。ベーシックなものは、検索してすぐわかるようにしておく必要があるのではないのでしょうか？ ・生駒市の国際交流・協力の姿勢を市民と共有するため、国際化基本指針を公開する必要があります。 ・市のホームページを翻訳ソフトで翻訳すると、タブの部分翻訳されないのが残念。
	<p>■NPO 法人いこま国際交流協会への委託により、国際交流の集い「わいわいワールド」を開催している。(毎年11月中旬頃)小学生が対象で、次代を担う子どもたちが、相互に理解を深め、共に生きる社会を目指して、外国人ゲストと世界のあそび、ダンスなど、多様な文化に触れる楽しい体験をすることにより、異文化交流を深めている。</p>	<p>対象者が小学生に限られてはいるが、同伴保護者も輪に入り、一緒にダンスをするなど、大人にとっても異文化理解、異文化交流の貴重な場となっている。</p>		

【第2章 基本原則】

条 文	解 説
<p>第4条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。</p> <p>2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく、速やかに提供しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 参画と協働によるまちづくりの前提として、市の情報提供や公開を規定することで、市民の知る権利を事実上保障するものです。</p> <p><第2項> また、市は市民に分かりやすく説明するために、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めることを規定するものです。</p>

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
<p>第4条（情報公開及び共有）</p>	<p>■各課において、広報紙・ホームページ・ツイッター・報道発表・自治会回覧等で情報を発信している。（46条、47条と関連）</p>	<p>46条、47条での各委員の意見を踏まえる必要がある。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・市役所のホームページの容量に余裕があるのであれば、検索によって説明できる内容を増やしたり、リンク出来るようにすれば、知りやすいと思います。 ・根本的な事として、事業実施を決定した後ではなく、構想段階あるいは事業の是非を検討できる段階で、市民、地元住民等に情報を提供し、意見を聴取できる姿勢が求められる。 ・広報誌の全戸配布、老人、一人暮らしの住民等の情報発信方法の工夫。（災害、環境衛生、福祉等の各担当課の内容・各担当の横の情報は十分なされているのか）
<p>【再掲】 第46条（情報への権利）</p>	<p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■市内外に周知すべき情報を適宜収集し、広報紙・広報番組やホームページへの掲載、報道発表、SNSなどで発信している。 ■情報発信力強化のため、プロジェクトチームで課題解決方法を探ることにも取り組んだ。 	<p>【再掲】</p> <p>広報紙の読者の拡大、ツイッターのフォロワー数増加は課題である。</p>	<p>【再掲】</p> <p>特になし</p>	<p>【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供には、自ら加工可能な生データの提供と理解を促すための情報とを提供する必要がある。現状では、特に前者についての情報公開が不十分である。後者について一定程度の情報発信は実施されており、市民が情報にアクセスする動機づけの方法を検討、充実することが必要である。 ・特になし。 ネット時代対応が課題です。印刷物は縮小され、ネットで可能なようにすべきと思いますがよく分かりません。 ・課題・問題点で挙げられている「広報誌の読者の拡大」とは？（配布しているが読まれていない？未配布世帯がある？市外の人に読んでもらう？）

【第2章 基本原則】

<p>【再掲】 第47条（情報共有制度）</p>	<p>【再掲】 ■情報公開条例に基づき、市民等からの行政文書の開示請求に対応している。</p> <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>件数</th><th>処理内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>23</td><td>請求139 申出 2</td><td>開示93、部分開示26、不開示16他</td></tr><tr><td>24</td><td>請求176 申出 2</td><td>開示83、部分開示38、不開示10他</td></tr><tr><td>25</td><td>請求137 申出 2</td><td>開示91、部分開示26、不開示7 他</td></tr></tbody></table>	年度	件数	処理内容	23	請求139 申出 2	開示93、部分開示26、不開示16他	24	請求176 申出 2	開示83、部分開示38、不開示10他	25	請求137 申出 2	開示91、部分開示26、不開示7 他	<p>【再掲】 今後も引き続き取り組みを進めていく必要がある。</p>	<p>【再掲】 特になし。</p>	
年度	件数	処理内容														
23	請求139 申出 2	開示93、部分開示26、不開示16他														
24	請求176 申出 2	開示83、部分開示38、不開示10他														
25	請求137 申出 2	開示91、部分開示26、不開示7 他														

【第2章 基本原則】

条 文	解 説
第5条 市民及び市は、第1条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。	<p>【解説】 この条例の目的を達成するため、市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづくりに取り組むことを規定するものです。</p>

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第5条（参画と協働の原則）	<ul style="list-style-type: none"> ■参画と協働の事例数：平成25年度159件（平成20年度133件） ■自治基本条例を補完する参画と協働の指針策定（平成25年3月策定）及び研修の実施。 ■出前講座（自治基本条例、市民自治協議会）による周知 	参画と協働の事例は増えてきているが、さらに事例を増やすべく、周知・啓発を行っていく必要がある。	特になし	<ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働事業を拡大していく必要があると考えるが、協働事業は159件中どれほどか、また5年前からの推移はどのようなか？ 制度的にどの課で、どのようなものが準備されているのか？

参画と協働の事務事業調査表【平成25年度】

担当課	事業名	事業概要	参画と協働の相手	参画と協働の形態	事業費	備考
1 広報広聴課	たけまるモニター「たけモニ」制度	携帯電話やパソコンのメール機能を活用し、簡単なアンケート調査を行う。	市民（登録者）	【参画】その他	315千円	登録者数921名（2014年4月4日現在）
2 広報広聴課	自治会を通じた広報紙の配布	月2回発行の広報紙を自治会の協力により市民に配布	自治会など	【協働】事業の企画・実施過程における協働	0千円	
3 広報広聴課	ききみみポストの設置	市民ニーズを把握し、建設的な意見を市政に反映させる	市民	【協働】その他	0千円	
4 広報広聴課	陳情・要望の受付	陳情・要望を受け付ける	自治会、団体、市民など	【参画】その他	0千円	具体的な回答、対応などは各担当課で行う
5 広報広聴課	電子メールによる市政全般への市民からの意見の受付・回答	電子メールによる市政全般への市民からの意見の受付と回答	市民など個人	【協働】その他	0千円	具体的な回答、対応などは各担当課で行う
6 広報広聴課	行政出前講座	概ね10人以上で構成するグループからの申請により市職員が講座を実施	団体・グループなど	【参画】講座等	0千円	具体的な講座は各担当課で行う
7 広報広聴課	タウンミーティング、ティーミーティング	市長と市民が市政に関することについて意見交換	市民	【参画】意見交換会	4千円	
8 広報広聴課	子育て応援サイト「ママフレ」	妊娠・出産、子育てに関する情報を分かりやすくまとめた「ママフレ」をアスコエパートナーズとの協働で作成・公開	事業者	【協働】事業の企画・実施過程における協働	0千円	
9 広報広聴課	市民レポーターによるコーナーを広報紙に掲載	市民レポーターが取材・執筆したコーナーを広報紙に掲載	市民	【協働】その他	60千円	謝礼
10 広報広聴課	市民が取材・執筆したコーナーを広報紙に掲載	市民が取材・執筆したコーナーを広報紙に掲載	市民	【協働】その他	5千円	謝礼
11 市民活動推進課	いこまんどこまつりの開催	すべての市民の心と心がふれあい、ここがふるさとと言えるような「いこまらしさ」を育てるため、生駒の夏まつりとして定着してきた、いこまんどこまつりを通して、市民のふれあいの輪を広げ、さらにふるさとへの愛着を高める。	いこまんどこまつり実行委員会	【協働】実行委員会・協議会		
12 市民活動推進課	生駒駅前いこまんどこまつり実行委員会補助金	生駒駅前南商店街をメイン会場とすることで、商店街の回遊性を増し活性化するとともに、健民グラウンド会場との連携と混雑緩和を目的として、催し実施する生駒駅前いこまんどこまつり実行委員会に補助金を交付する。	生駒駅前いこまんどこまつり実行委員会	【協働】補助金交付等による協働		【協働】事業協力による協働
13 市民活動推進課	NPO活動支援	NPO団体等が実施する、公益活動について、広く市民に参加等を呼びかけるに当たって、広報掲載や、後援を行なうことによる支援。	NPO団体	【協働】後援・その他		
14 市民活動推進課	自治振興補助金	本市行政との協働を推進し、各種行政事務事業及び住民自治意識に基づく生活環境の整備等住み良い地域社会づくりに寄与している自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付。	自治会	【協働】補助金交付等		
15 市民活動推進課	地域まちづくり活動支援事業補助金	地域の課題を解決するため、自治会、NPO等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う団体が実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付。	概ね小学校区内の自治会、NPO等で構成される団体	【協働】補助金交付等		
16 市民活動推進課	集会所新築等補助金	地区住民の自治会活動を奨励し、もって地区住民の生活の安定に寄与するため、地区集会所の新築、増築、改築若しくは改修（以下これらを「工事」という。）又は備品購入を行った自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	自治会	【協働】補助金交付等		
17 市民活動推進課	掲示板設置補助金	各種広報用として役立つ掲示板の設置に要する経費に対する補助	自治会	【協働】補助金交付等		

参画と協働の事務事業調査表【平成25年度】

18	市民活動推進課	市政研修会	自治会長(自治会役員)を対象として、市政への理解を深めていただき、より身近に市政を感じていただくことを目的に、市の事業・施策についての説明会と、日常生活に関わりの深い公共施設を見学していただく自治会長市政研修会	自治会長(役員)	【協働】情報提供・情報交換		
19	市民活動推進課	生駒市民憲章実践推進	市民憲章精神の高揚に努め、市民生活向上のために必要な各種実践活動を推進する。	生駒市民憲章実践推進協議会	【協働】実行委員会・協議会	0千円	
20	市民活動推進課	親切・美化県民運動	「クリーンな心でグリーンな奈良」をモットーに、県民が心の豊かさや潤いを実感できるようなまちづくりを推進する。 9月をクリーンアップならキャンペーン月間とし、県内全域で美化活動を展開する。	自治会、学校、企業等	【協働】事業協力	0千円	
21	市民活動推進課	生駒市自治連合会	地域住民の福祉の向上と豊かな地域社会づくりに寄与するため取り組んでいる自治連合会への支援として、住民の自治活動の向上発展に努めるため、会の事務局を担うとともに、自治会保険事業への補助金の交付等を行っている。	自治会長、自治会員	【参画】その他 【協働】政策提言・企画立案過程 【協働】補助金交付等 【協働】情報提供・情報交換	32千円	【協働】共催、実行委員会、協議会による協働
22	市民活動推進課	生駒市市民自治推進委員会	市民、議会、及び市長をはじめとする行政が、それぞれどのような役割を担ってよりよい生駒市をつくっていくかという三者の役割と責務を明らかにした、いわゆる自治体運営の基本ルールを定めた生駒市自治基本条例の運用状況等を市民の立場から見守るための組織	学識経験者・市民・議会	【参画】附属機関、懇談会の設置等	0千円	
23	市民活動推進センター	市民公益活動情報収集提供事業	ボランティアなどNPO活動に関する情報を収集し、個人や団体へ提供を行う。また、登録団体が市民に向けて、活動やメンバー募集に関する情報を発信する	市民・公益活動団体	【協働】情報提供・情報交換による協働	0千円	
24	市民活動推進センター	登録団体運営「市民活動登録団体代表委員会」の運営	市民活動推進センターからポートの運営について、市民と行政の協働を実践することを目的とし、登録団体から参加者を募り、課題提案・議論・方向性の共通認識を図る場として設置	市民活動推進センター登録団体	【参画】附属機関、懇談会の設置等	0千円	
25	市民活動推進センター	情報発信コーディネート	市が主催する市民を対象とした事業実施時に、市民活動推進センターに登録する団体が団体の活動を紹介する機会を調整する	市民活動推進センター登録団体	【協働】事業協力による協働	0千円	
26	市民活動推進センター	市民公益活動啓発事業「ららポート交流事業 ららまつり」の開催	市民活動推進センター登録団体の活動の発表を通じて、団体間の交流や相互理解をはかり、広く市民へ活動を周知することを目的とし実施	市民活動推進センター登録団体	【協働】事業の企画・実施過程における協働	32千円	【協働】共催、実行委員会、協議会による協働
27	市民活動推進センター	市民公益活動相談事業「ボランティア活動相談体制整備(マッチング)」	市民公益活動の個別ケース対応として、活動希望者や活動を求める両者のニーズを把握し、マッチング及びコーディネートを行う	市民・公益活動団体 公益活動団体	【協働】個人のボランティアとの協力	0千円	
28	市民活動推進センター	相談事業「協働相談」	行政や民間等との協働事業に関する企画立案及び補助金・助成金申請にかかる提出書類やプレゼン等の相談	市民・公益活動団体	【協働】情報提供・情報交換による協働	0千円	
29	市民活動推進センター	関係機関団体との連携「学生ボランティアの受入」	将来を担う若い世代が、生駒市内のボランティアなどNPO活動を行う市民公益団体の活動への体験参加により、地域のニーズや活動の現状を知り、様々な市民の関わりで地域が成り立つことに気づき、公益活動への関心を高めることを目的とし実施	市民活動推進センター登録団体	【協働】事業協力による協働	3千円	
30	市民活動推進センター	マイサポいこま(生駒市民が選択する市民活動団体支援制度)	市内で公益活動を行っている団体が提案した事業に対して、市民が支援したい事業を選択し市へ届出を行うことにより、その結果に基づき市が補助金を交付する制度。	市民・公益活動団体	【参画】附属機関、懇談会の設置等	7,192千円	【協働】事業の企画・実施過程における協働
31	市民活動推進センター	マイサポいこま(生駒市民が選択する市民活動団体支援制度)広報活動	市民の選択の届出期間において、駅前啓発活動を支援対象登録団体と協働で実施した。7月5日6日	市民・公益活動団体	【協働】事業協力による協働	42千円	
32	市民活動推進センター	地域課題解決活動促進事業「いま、ここから。ママの一步応援講座」	結婚や出産を機に退職された女性たちの再チャレンジ支援として「ご当地弁当」を題材に、商品開発の過程を学ぶ講座を開催。	市民・公益活動団体「COLOR」	【協働】委託契約に基づく協働	502千円	
33	市民活動推進センター	地域課題解決活動促進事業「ソーシャルビジネス シンポジウム」 ソーシャルビジネスメッセ・情報交換会	奈良県内でソーシャルビジネスを実践する団体が一堂に会し、生産物の販売や活動の紹介を行い、シンポジウム登壇者及び参加者との情報交換を行った。	公益活動団体「特定非営利活動法人奈良NPOセンター/ならソーシャルビジネス」	【協働】事業の企画・実施過程における協働	49千円	【協働】委託契約に基づく協働
34	市民活動推進センター	地域課題解決活動促進事業「社会起業家インタビュー」	市内で活動する団体へのインタビューを行った。	公益活動団体	【協働】事業協力による協働	502千円	
35	市民活動推進センター	組織開発講座「プロボノフォーラムin生駒」	事業の企画運営を、特定非営利活動法人が担当した。	公益活動団体「特定非営利活動法人サービスグラント」	【協働】事業の企画・実施過程における協働	130千円	

参画と協働の事務事業調査表【平成25年度】

36	市民活動推進センター	オープンデータ勉強会開催	公益活動団体のメンバーを講師に迎え、職員向け勉強会を開催した。	公益活動団体 「Code for IKOMA」	【協働】事業の企画・実施過程における協働	0千円	
37	市民活動推進センター	「第7回ikoryu音楽祭」	市民活動推進センター登録団体主催事業実施時に、市民活動推進センターのブースを出し事業の紹介を行った。	公益活動団体「特定非営利活動法人いこま国際交流協会」	【協働】事業協力による協働	0千円	
38	市民活動推進センター	NPO活動支援	NPOが実施する公益活動について、広く市民に参加等を呼びかけるにあたって、広報掲載や後援を行うことによる支援。	市民・公益活動団体	【協働】後援による協働	0千円	
39	市民活動推進センター	いこま寿大学実務講習会「ボランティア実習」の受入(登録団体)	いこま寿大学学生がボランティア活動の場として、市民活動推進センター登録団体が受け入れを行った。	市民活動推進センター登録団体	【協働】事業協力による協働	0千円	
40	企画政策課	生駒市総合計画審議会	本市では、市民、事業者の参画を得ながら、「関西一魅力的な住宅都市」を目指して、将来に向けた積極的な投資を行うなど、中長期的なビジョンを持って計画的にまちづくりを進めるため、第5次総合計画を策定している。その基本計画を構成する最も基本的な51の「基本施策」について、施策の成果や達成状況を検証し、今後の方向性について意見を交換する審議会	市民、自治会、関係団体他	【参画】附属機関、懇談会等の設置	1,245千円	
41	企画政策課	生駒市行政改革推進委員会	現下の厳しい財政状況等を踏まえ、社会経済情勢に適合した効率的で質の高い行政運営を実現するため、行政改革大綱及び行動計画をもとに、持続的な発展を可能とする行政運営の仕組みを、広く市民の意見を求めながら確立していくための委員会	市民、自治会、関係団体他	【参画】附属機関、懇談会等の設置	1,173千円	
42	企画政策課	生駒市地域公共交通活性化協議会	コミュニティバス等の地域からの要望やマイカーから公共交通へのシフトなど、本市における公共交通への課題に対して、行政、事業者、地域住民等がそれぞれの役割を担いつつ、主体性をもって協働して取り組み、その解決に向けての検討を行う協議会	市民、自治会、事業者、関係行政機関他	【協働】共催、実行委員会、協議会による協働	330千円	協議会に負担金
43	企画政策課	生駒市市民政策提案制度	市民の問題意識に即した事業を実施するとともに、まちづくりに対する市民の当事者意識を醸成するため、市政に関することや地域における課題などについて、市民に創意工夫あるアイデア等の提案を求め、市政に反映する制度	市民	【参画】その他	0千円	
44	危機管理課	生駒市防災会議	生駒市地域防災計画の作成とその実施の促進を行う生駒市防災会議の開催	市民、自治会、ボランティア団体、事業	【参画】その他	44千円	
45	危機管理課	災害時における応急復旧等に関する協定	生駒庭石造園組合との、災害発生時等における道路、河川、避難所等の公共施設の機能の確保及び市民の安全確保のための活動に係る協力に関する協定の締結	事業者	【協働】その他	-	
46	危機管理課	災害時における避難所としての施設の使用に関する協定	県立高校の体育館及びグラウンドを災害時の臨時的な避難所として使用することについての協定の締結	学校	【協働】その他	-	
47	危機管理課	災害時及び平常時における生駒市と生駒市内の郵便局との協力に関する協定	生駒市内郵便局との、災害発生時における相互協力及び平常時における道路構造物破損等の情報提供に関する協定の締結	事業者	【協働】その他	-	
48	危機管理課	避難所運営説明会	大地震発生時の避難所運営について共通の認識を持つために、市職員、施設管理者、自治会長、自主防災会長、民生・児童委員が集まり説明会を開催	自治会、自主防災会、民生児童委員	【協働】情報提供・情報交換による協働	-	
49	危機管理課	土砂災害防災訓練	北新町自治会及び桜台自治会との共催による土砂災害を想定しての情報伝達及び避難誘導訓練の実施	自治会	【協働】共催、実行委員会による協働による協働	-	
50	危機管理課	北地区自治連合会防災訓練	北地区自治連合会との共催による情報伝達訓練を中心とした防災訓練の実施	自治会、自主防災会	【協働】共催、実行委員会による協働による協働	-	
51	総務課	生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会	情報公開制度と個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、実施機関からの諮問に応じての答申や、両制度の在り方についての建議を行う。	公募委員 各種団体の代表	【協働】政策提言・企画立案過程		
52	契約検査課	生駒市入札監視委員会	生駒市入札執行等調査委員会及び生駒市行政改革推進委員会(入札制度改革検討部会)の提言に基づき、入札及び契約手続における公平性および公正性の確保並びに透明性の向上を図ることを目的に、第三者による継続的な監視を実施し、加えて入札制度改革によって新たに生じる諸問題に対応するための第三者委員会。	入札及び契約制度に関し学識経験等を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者(5名以内)現在の委員 大学教授1名 弁護士1名 公認会計士1名 の3名	【参画】附属機関、懇談会の設置等	84千円(謝礼14,000円×3名×2回)	入札監視委員会では、入札・契約制度に関する高度な専門性や知識を要する検討事項が多く、また、市民の参画と協働を広く進めていくことは入札参加業者等の利害関係者が参加して来る可能性がある。公正性のある入札・契約制度を確保するため、広く市民の参画と協働を進めることは困難と考えてい

参画と協働の事務事業調査表【平成25年度】

53	環境政策課	生駒市環境審議会	生駒市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために調査、審議を行う。 学識経験者・市議会議員・その他市長が必要と認める者として、自治会をはじめとする市民団体、公募市民及び事業者からの代表者で構成。	環境審議会委員	【参画】その他	495千円	
54	環境政策課	環境マネジメントシステム(環境自治体スタンダード(LAS-E))の運用	環境マネジメントシステムを導入することにより、生駒市自らも事業者として率先してエコオフィスづくり等の地球温暖化防止等の環境保全に取り組むとともに、生駒市環境基本計画の確実な推進を図るため	個人	【協働】事業の企画・実施過程における協働	610千円	
55	環境政策課	環境基本計画推進会議の取組	生駒市環境基本計画を推進するため環境基本計画推進会議を設立し、会員である市民、事業者及び行政が協働して計画の総合ビジョン「豊かな自然と歴史と未来が融合したまち いこま」を目指して、課題解決とビジョン実現のためにプロジェクトの実施に関する活動に取り組む。	環境基本計画推進会議 会員	【協働】事業協力による協働	3,345千円	
56	環境政策課	環境フェスティバルの開催	環境フリーマーケット、リユース市等のイベントのほか、環境基本計画推進会議の部会コーナー及び啓発コーナーを実施。	環境基本計画推進会議 会員	【協働】事業の企画・実施過程における協働	0千円	(事業費は環境基本計画推進会議の取組に含む)
57	環境政策課	環境シンポジウムの開催	地域における協働の取組と家庭レベルでの取組を推進するために、基調講演やパネルディスカッション等のイベント実施及び環境展示コーナーの開催において、環境基本計画推進会議と協働して実施。	環境基本計画推進会議 会員	【協働】事業の企画・実施過程における協働	28千円	
58	環境政策課	環境出前講座	「生活排水対策」「生駒市の環境」「地球環境問題」の題材について出前講座を開催し、講師をNPO法人奈良ストップ温暖化の会に委託している。	NPO団体	【協働】委託契約に基づく協働	30千円	
59	環境政策課	環境行動賞表彰	生駒市内を主たる活動の場として環境活動等に積極的に取り組み、著しい効果をあげ、特にその行動の功績が顕著であると認められる個人、事業者及び団体に表彰を行う。	個人 事業者 団体	【協働】その他	52千円	
60	環境政策課	富雄川環境美花推進事業 富雄川クリーンキャンペーン	富雄川環境美花推進協議会が作成した実施行動計画に基づき、担当区域を清掃し、コスモスや菜花の種まきを実施している。 富雄川環境美花推進協議会が担当区域を清掃し、コスモス・菜花の種まきを行う。 奈良県の「地域を育む川づくり事業」、「川の彩り花づくり事業」として、各団体がより自主的に活動している。	富雄川環境美花推進協 議会	【協働】事業の企画・実施過程における協働	1,382千円	
61	環境政策課	竜田川クリーンキャンペーン	河川堤、河川管理道及び国道168号線の清掃、ポイ捨て禁止の街頭啓発を実施している。	竜田川流域自治会、自 治連合会役員、環境審 議会市民団体代表者、 環境基本計画推進会議 会員、スカウト連絡協 議会会員、生駒ライオン ズクラブ等関係団体	【協働】事業の企画・実施過程における協働	885千円	
62	環境政策課	大和川一斉清掃	河川堤、河川管理道の清掃を行っている。	竜田川、富雄川流域自 治会、環境基本計画推 進会議等関係団体	【協働】事業の企画・実施過程における協働	181千円	
63	環境政策課	北田原工業団地内清掃活動	河川内、歩道、壁面の草の刈り取りを行っている	北田原町地内水質保全 連絡協議会(北田原町自 治会、大角水利組合、佐 越水利組合、北田原工	【協働】事業の企画・実施過程における協働	0千円	
64	環境政策課	東生駒川アジサイ育成業務事業	自治会員によるアジサイの育成活動を支援するため、辻町自治会と環境美化協定書を締結し、草刈り及び活動に必要な物品等の支給又は貸し出しを行っている。	自治会(辻町)	【協働】事業協力による協働	71千円	
65	環境政策課	違反屋外広告物の簡易除却	関西電力、NTT職員の参加との下に、市内幹線道路等に掲示されている違反屋外広告物の簡易除却を実施。	事業者	【協働】事業の企画・実施過程における協働	0千円	
66	環境政策課	わんわんアドバイザー事業	各自治会から推薦、市民公募で集まった方に養成講座を受講していただき、受講後はわんわんアドバイザーとして散歩中に会った飼い主に対して啓発チラシ等を配布するなどの啓発活動を行う。	市民	【協働】個人のボランティアとの協力	0千円	
67	環境政策課	自治会清掃	道路、公園等の清掃活動を実施される自治会に対し、ごみ袋の提供及びごみの回収等自治会への物的支援を行う。	自治会	【協働】その他	4,465千円	
68	環境政策課	地域環境整備事業	飼い主が不明な猫がむやみに繁殖するのを予防し、地域の生活環境の改善を図るため、避妊・去勢手術を行う自治会に対して、手術費の一部を助成する。地域ねこ活動を行う市民を地域ねこ活動サポーターとして公募し、認定した。	自治会、市民	【協働】補助金交付等による協働	392千円	
69	環境政策課	蜂防護服、草刈機の無料貸し出し	市民自らが蜂の駆除を行う場合に防護服を、本市の空き地の適正管理指導で除草依頼書の送付を受けた者自らが除草を行う場合に草刈機を、それぞれ無償で貸し出しを実施している。	市民	【協働】その他	0千円	

参画と協働の事務事業調査表【平成25年度】

70	環境政策課	生駒市学研高山地区環境保全対策委員会	生駒市学研高山地区環境保全対策基本指針に基づき、事業者が事業活動を行う際必要となる協定等の審査を行うとともに、事業活動開始後における指針及び協定の履行状態を把握する。	学識経験者・北地区自治会連合会代表	【参画】附属機関、懇談会の設置等	91千円	
71	環境政策課	環境美化推進員による環境美化活動	各自治会から選出された環境美化推進員によるポイ捨て禁止等の啓発活動等。	自治会推薦の環境美化推進員	【協働】個人のボランティアとの協力	614千円	
72	環境政策課	市民共同発電所事業	市民共同発電所の立ち上げを支援する。	市民エネルギー生駒	【協働】事業の企画・実施過程における協働	0千円	
73	環境事業課	陶磁器製・ガラス製食器リユース・リサイクル事業	家庭内で不用になった陶磁器製の食器を拠点回収し、希望者に無料配布を行っている。●・リユース不可能なものについては、路面材・グレーチングなどの建築資材として、リサイクル・回収・選別・無料配布等の業務は、経験とノウハウを持っている市民団体に業務委託(自治体による回収は全国で5例目、西日本では初めて)・リサイクルは大阪府富田林市へ搬送	NPO団体	【協働】委託契約に基づく協働	1,840千円	
74	環境事業課		平成21年度から、清掃リレーセンターに持込される陶磁器をリユース品とリサイクル品とに選別し、3Rの推進を図っている。	NPO団体	【協働】委託契約に基づく協働	526千円	
75	環境事業課	ごみ半減トライアル計画	家庭ごみの有料化を導入することについて、有料化の前に、ごみの減量のためにできることを行い、それでもやむを得ない場合に有料化を導入すべきであるという意見を受け、「ごみ半減モデル事業」を核とした「ごみ半減トライアル計画」を実施した。	生駒市ごみ半減会議 地域ごみ半減会議	【協働】事業の企画・実施過程における協働	1,024千円	
76	環境事業課	集団資源回収補助金	ごみの減量化及びごみ問題に対する意識の高揚を図るため、古紙等の再資源化活動を自主的に実施している市内の子ども会・老人会・自治会等に対して、回収量に応じた補助金を交付し、活動を支援する。	公益活動団体	【協働】補助金交付等による協働	13,560千円	
77	環境事業課	ごみ集積施設設置整備事業補助金	ごみの散乱防止を図り、地域住民の公衆衛生の向上並びに環境美化の促進を図る。 交付対象 ごみ集積場の新設又は改修実施自治会 補助金 補助対象経費の1/2(千円未満切り捨て)、限度額30万 交付条件 10世帯以上 容量450ℓ以上	自治会	【協働】補助金交付等による協働	4,451千円	
78	環境事業課	レジ袋有料化	市内のスーパーマーケットと生駒市環境基本計画推進会議と市の三者で「マイバック等の持参及びレジ袋有料化に関する協定」の締結を行った。平成26年6月1日よりレジ袋の有料化を実施する。	事業者 生駒市環境基本計画推進会議	【協働】事業の企画・実施過程における協働	672千円	
79	市民課・課税課	コンビニ交付事業	住民基本台帳カードを使って、全国のセブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマートと市民課及び市内6ヶ所の市民サービスコーナーで住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍の全部事項・個人事項証明書、戸籍の附票の写し、所得・課税(非課税)証明書が取得できるサービス	地方公共団体情報システム機構	【協働】委託契約に基づく協働	31,131千円	
80	生活安全課	放置自転車等対策協議会	自転車及び原動機付自転車(排気量50ccまで)の放置防止について、行政、市民及び事業者が協働し、対策を検討して実施する。	自治会、交通事業者、事業者	【協働】共催、実行委員会、協議会による協働	なし	協議会是要綱で設置。地元自治会による自転車等放置防止推進員認定及び活動実施という一定の成果をあげたため、協議会は平成26年3月をもって終了。ただし、要綱の廃止はしていない。
81	生活安全課	生駒市消費生活審議会	生駒市消費者保護条例の規定に基づき意見を述べるほか、消費者の利益の擁護及び増進に関する重要な事項を調査審議する。	市民	【参画】附属機関、懇談会の設置等	58,000円	
82	人権施策課	人権施策審議会	すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくすための市及び市民の責務等必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって差別のない明るい地域社会の実現に寄与する目的を達成するための施策に関する必要な事項を調査審議する。	市民	【参画】附属機関、懇談会の設置等	578千円	
83	人権施策課	生駒市男女共同参画審議会	行動計画を策定するに当たって、生駒市男女共同参画審議会の意見を聞いたり、男女共同参画の推進に関する事項について調査審議する	市民	【参画】附属機関、懇談会の設置等	210千円	
84	人権施策課	日本語教室	基礎的な日本語能力の習得を目指し、学習者と支援者(ボランティア)とが1対1で学習を行う形態をとる。日本語学習支援ボランティアとの地域課題に対応したプロジェクト	市民	【協働】個人のボランティアとの協力	121千円	
85	人権施策課	人権教育講座(山びこ)の開催	市内の幼稚園、保育園及び小・中・高校の育友会、保護者会等の会員に対し、人権教育講座(山びこ)を年間7回実施し、参加を呼びかけ市民(自治会員)を対象とした地区懇、じんけんひろば講演会、研究大会を開催し、広く市民が参加することによって人権教育・啓発を推進する事業を実施する当該協議会に対し、予算の範囲内において補助	市民	【参画】講座等	99千円	
86	人権施策課	生駒市人権教育推進協議会補助金交付	市民が主体的に参加できる人権についての講座・研修会・催しの充実により、意識の高揚を図った	市民	【協働】補助金交付等による協働	1,111千円	
87	人権施策課	「人権を確かめあう日」記念市民集会の開催		市民	【参画】講座等	777千円	

参画と協働の事務事業調査表【平成25年度】

88	人権施策課	差別をなくす市民集会の開催	市民が主体的に参加できる人権についての講座・研修会・催しの充実により、意識の高揚を図った	市民	【参画】講座等	上記金額に含まれる	
89	高齢福祉課	災害時要援護者避難支援事業	災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、自力で避難できない方が逃げ遅れなく避難できるよう、地域での助け合いによる体制の整備をはかる事業	市民・自治会・民生委員	【協働】情報提供・情報交換による協働	—	
90	介護保険課	介護予防事業(わくわく教室・のびのび教室・脳の若返り教室)	65歳以上の高齢者を対象に、各種レクリエーション(わくわく)や、体操(のびのび)、脳のトレーニング(脳の若返り)の教室を開催	市民	【協働】個人のボランティアとの協力	3,991千円	
91	介護保険課	介護予防普及啓発事業(ひまわりの集い)	65歳以上の閉じこもりがちで、孤食の状態にある高齢者の居場所を提供するとともに、社会参加の機会を確保し、栄養や体力づくりの知識の普及を図り、介護予防の啓発を行う。	市民	【協働】個人のボランティアとの協力	1,850千円	
92	介護保険課	生駒市介護保険運営協議会	「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「地域包括支援センターに関する事」「地域密着型サービス事業所の指定、更新に関する事」「その他介護保険事業の運営に関し必要な事項に関する事」を所掌し介護保険事業の円滑な運営を図る。	学識経験者・市民・自治会・ボランティア・関係団体の代表者など	【参画】パブリックコメント	79,040	【協働】共催、実行委員会、協議会による協働
93	国保医療課	生駒市国民健康保険運営協議会	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議	市民(被保険者)を含む委員	【協働】共催、実行委員会、協議会による協働	168千円	
94	健康課	いこま食育ラウンドテーブル	生駒市の食育を推進するため、「食」に関する企画及び各帰属団体での活動を通じて広く市民に啓発する。	関係機関、自主活動団体代表、生産流通団体代表等	【協働】情報提供・情報交換による協働	34千円	
95	健康課	健康づくりリーダー研修	健康づくりのリーダーとして活動できる人材に対して、健康に関する研修を行う。	健康づくり推進員連絡協議会	【協働】事業協力による協働	11千円	
96	健康課	第2期健康いこま21策定(懇話会)	市民の健康づくりを支える仕組みの構築を中心とした健康づくり指針の第2期計画を策定した。	学識経験者、民生委員、PTA、関係機関等の代表、公募	【参画】ワークショップ	408千円	
97	健康課	第2期健康いこま21策定(パブリックコメント)	策定懇話会の意見を基に作成した第2期計画案に対して、広く市民の意見を聞いた。	市民	【参画】パブリックコメント	0千円	
98	健康課	生駒市老人保健施設「やすらぎの杜 優楽」の運営	生駒市老人保健施設「やすらぎの杜 優楽」の運営、管理	指定管理者(医療法人)	【協働】指定管理者制度	0千円	(H25年度指定管理者負担金50,000千円)
99	病院建設課	生駒市病院事業推進委員会(医療連携専門部会を含む)	市民の医療ニーズに沿った地域の中核的な病院事業の運営を図るため設置。 委員会は、市長の諮問に応じ、本市の病院事業に関する事項を調査審議する。医療連携専門部会は、市民・患者主役の視点に立った生駒市の地域医療連携体制の整備及び市立病院の役割の明確化のため、病院事業推進委員会の下に設置。	公募市民医療関係団体を代表する者	【協働】事業の企画・実施過程における協働	757千円	
100	管理課	地元施行道路舗装補修工事材料支給	市が管理する道路、河川及び排水路について、地元が舗装、排水工事及び碎石散布等軽易な工事を施行する場合、その材料を無償で支給することができる。	自治会	【協働】補助金交付等		
101	事業計画課 土木課	宝山寺参詣線修復整備事業	本市を代表する歴史的景観を形成している宝山寺参詣線は、近年、石段の不等沈下等の老朽化が進行しているほか、沿道住民の高齢化に伴い、歩行者の安全確保及び歴史的景観の復元が求められていることから、複合的な修復整備を計画的に行っている。修復整備を行うにあたり、設計段階から地元自治会と協議を重ね、連携して進行	沿道自治会(仲之町)	【参画】意見交換会	2,415千円	
102	事業計画課	辻町インター整備事業	阪奈道路辻町IC整備に関して、事業主体の県を支援するため、地元協議等の調整を行っている。	IC周辺自治会(中・西地区自治連合会長、辻町アーバンライフ・辻町・辻町北・辻町阪奈・辻町第一東・桜ヶ丘・辻町東・小明町・小明台自治会代表)	【参画】意見交換会	347千円	
103	事業計画課 危機管理課	土砂災害防災訓練	土砂災害時における避難勧告時の情報伝達、また、住民などによる避難経路・場所等の確認を通じて、災害警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を目的として実施する。	訓練実施地自治会(北新町・桜台)	【協働】事業協力による協働	0千円	
104	事業計画課 都市計画課	学研北生駒駅まちづくり会議	北部地域の拠点である学研北生駒駅周辺について、魅力的で一体感のある拠点地区の形成を図るため、民間開発との協議・連携のもと都市計画マスタープランなどの計画との整合を図りながら、目指すべきまちのビジョンと必要な基盤整備のあり方を検討し、区域内の権利者等の意見を聞きながらまちづくり構想としてとりまとめる。	学識経験者 周辺自治会代表 事業者 地権者(法人・個人)	【協働】共催、実行委員会による協働による協働	10,920千円	
105	教育総務課 事業計画課 土木課 生活安全課	通学路の合同点検	平成24年4月以降、全国で発生した通学路での交通事故を受け、市内小学校及びPTA、教育委員会、県・市道路管理者、警察が合同点検を実施し、各所管で対策を行った。	小学校 PTA・育友会 地域住民 警察 奈良県	【協働】事業協力による協働	22,000千円	

参画と協働の事務事業調査表【平成25年度】

106	都市計画課	生駒市都市計画審議会	都市計画法により、その権限に属させられた事項の調査審議及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。	市民団体代表など	【参画】附属機関、懇談会の設置等	209千円	
107	都市計画課	都市計画決定	都市計画法の規定に基づく各種都市計画の決定	利害関係人など	【参画】その他		
108	都市計画課	いこま塾まちづくりワークショップ	まちづくりを行うためのコミュニケーションや情報伝達のスキルアップと仲間づくりの手法を学ぶことを目的に、いこま塾の卒業生を対象に「いこま塾まちづくりワークショップ」を開催した。	市民	【参画】ワークショップ	1,213千円	
109	都市計画課 事業計画課	学研北生駒駅周辺まちづくり会議	学研北生駒駅周辺地域について、魅力的で一体感のある拠点地区の形成を図るため、目指すべきまちのビジョンと必要な基盤整備のあり方を検討し、区域内の権利者等の意見を聞きながら、まちづくり構想として取りまとめるもの。	区域内権利者など	【参画】附属機関、懇談会の設置等		委託業務として、 H25年度 なし H26年度 10,920千円 (H25から26へ繰越)
110	みどり景観課	コミュニティパーク事業	街区公園等を対象に地域住民が主体となって、ワークショップ形式で、公園の使い方や育て方などのアイデアを計画案としてまとめ、市と協働して使いやすい公園にリニューアルする事業。 自治会との地域課題に対応したプロジェクト。 (平成24・25年度の2年にわたり実施)	自治会	【参画】ワークショップ	9,272千円	平成24・25年度の2年にわたり実施
111	みどり景観課	生駒駅前南通り商店街「IKOMA South Mall」の花飾り	生駒駅前南通り商店街は、以前から商店街の活性化及び地域コミュニティの場づくりとして、「花と緑のわがまちづくり助成制度」を活用し継続的に花飾り等で駅前緑化を行ってきた。 平成22年度の「全国都市緑化フェア」において、県から「まちなみ・まちなか・えきまえ会場等」として花飾りをしてほしい旨の依頼を受け、前述の助成制度以外に、市から物品貸与等で支援し、ハンギングバスケットによる駅前緑化を実施。	生駒駅前南通り商店街 South Mall 花クラブ	【協働】事業協力による協働	27千円	「花と緑のわがまちづくり助成制度」については、花のまちづくりセンターで別途助成。
112	みどり景観課	市管理花壇の花飾り	市が管理する花壇(4箇所)の花飾りについて、デザイン等計画段階から市民ボランティアが参画し、市と協働して花植えや花殻摘みなど	ミモザの会 生駒花とみどりの会	【協働】事業協力による協働	1,230千円	
113	みどり景観課	鹿ノ台住宅地周辺緑地の整備	住宅地を囲む緑地整備を、鹿ノ台自治連合会が計画的に進めるにあたり、市・連合会が役割を協議しつつ、長期的に整備を進めていく。	鹿ノ台自治連合会 (ECOKA委員会)	【協働】事業協力による協働	50千円	
114	みどり景観課	公園・緑地の環境整備	公園・緑地内の樹林地整備(下草刈り・除間伐など)やごみ清掃などを市民ボランティア団体が中心となって実施。 市はごみの回収や緑化啓発看板の設置、広報活動などを行う。	いこま里山クラブ グリーンボランティア「いこま宝の里」 寿大学OBIにしき会	【協働】事業協力による協働	—	
115	みどり景観課	ボランティア養成講座「花とみどりの楽校」	平成21年度から実施している「花とみどりの楽校」の運営に、楽校修了生のOB会である「生駒花とみどりの会」が、市と協働して企画段階から参画し、講座運営及び講師補助として主体的に関わる。	生駒花とみどりの会	【参画】講座等	1,197千円	【協働】事業協力による協働 【協働】事業の企画・実施
116	みどり景観課	ボランティア養成講座「花とみどりの楽校(里山づくり編)」	平成24年度から隔年で実施している「花とみどりの楽校(里山づくり編)」の運営に、市民ボランティア団体が、市と協働して企画段階から参画し、講座運営及び講師又は講師補助として主体的に関わる。	いこま里山クラブ グリーンボランティア「いこま宝の里」	【参画】講座等	—	【協働】事業協力による協働 【協働】事業の企画・実施 過程における協働 事業実施年度はH26であるが、H25年度から企画会
117	みどり景観課	生駒市緑の市民懇話会	「緑の基本計画」に掲げている“花と緑と自然の先端都市・生駒”の実現に向け、市民提案の反映や市民の理解を得た、緑の都市環境を保全・創造する施策を総合的にまた、計画的に推進する。	学識経験者 緑の基本計画の推進に携わる市民 公募市民	【参画】附属機関、懇談会の設置等	329千円	
118	みどり景観課	緑の現況調査(樹木調査)	緑の保全施策に関する制度の一つである保護樹林・保護樹木の指定に関し、保護樹木等指定要綱の改正の必要があり、「緑の保全分科会」の方々に緑(巨樹・巨木)の現況調査を実施していただき、その調査報告書をもとに選考した指定候補樹木の所有者に対して指定の意	緑の保全分科会	【協働】事業協力による協働	29千円	
119	みどり景観課	地域で育む里山づくり事業	市民の自主的な参加による森林整備活動として、里山林整備を行う団体に対して補助金を交付する。	グリーンボランティア「いこま宝の里」 いこま棚田クラブ 鹿ノ台自治連合会 (ECOKA委員会)	【協働】補助金交付等による協働	1,574千円	県が資金提供
120	みどり景観課	「山と森林の月間」イベント『夏休みは森で遊ぼう』	市民ボランティア団体の指導で、子どもたちを対象に自然観察及び森にある素材を使ってのクラフトづくりを体験させることにより、自然環境を考えるきっかけづくりとする事業。	いこま里山クラブ	【協働】事業協力による協働	16千円	
121	みどり景観課	樹林地バンク制度	整備を希望する市街化区域内樹林の所有者と活動場所を求める樹林保全活動グループに登録いただき、市がお互いを仲介して、未整備の市街化区域内樹林の保全を進める事業制度で、その際、整備方法などに関し自然生態アドバイザー(森林アドバイザー)の意見を聞	いこま里山クラブ グリーンボランティア「いこま宝の里」 ブナッコクラブ	【協働】情報提供・情報交換による協働	—	

参画と協働の事務事業調査表【平成25年度】

122	みどり景観課	市民の森事業	市街化区域内の樹林地を市が一定期間、所有者から土地を借りあげ、樹林地を整備した上で広く市民に憩いの場として開放する事業で一定期間緑を保全するもの。樹林地の整備については、樹林地隣接の自治会等の住民を対象としてワークショップでの話し合いや樹林地整備を実施する。将来的に「市民の森を育てる会」等を発足させ、住民による維持管理を目指す。	自治会 市民ボランティア	【協働】事業協力による協働	—	事業実施年度はH26だが、H25から自治会長、市民ボランティア、小学校と協議・調整を実施。
123	みどり景観課	講演会「日本人の自然との関わりと里山」	生駒山麓公園で里山整備をしている「いこま里山クラブ」の設立10周年を記念し、市民に人間と自然の関わりについて考えていただく講演会を協働で開催。	いこま里山クラブ	【協働】後援による協働	—	
124	みどり景観課	国道168号生駒市辻町区間管理協定	当該区域における奈良県施工の電線地中化工事により街路樹等が消失し沿道環境が悪化したため、沿道付近の自治会、奈良県及び生駒市が管理協定を締結し、沿道緑化及び維持管理を協働で行う。	R168の花とみどりを育てる会(辻町自治会、辻町第一自治会、辻町東自治会、辻町アパライフ自治会、山崎町自	【協働】事業協力による協働	—	「花と緑のわがまちづくり助成制度」については、花のまちづくりセンターで別途助成。
125	みどり景観課	景観形成基本計画の策定	生駒の景観の特徴を市民、事業者及び行政が共有することで、より良い景観づくりを協働で行うため、啓発、誘導及び支援の方策を定めた基本計画を策定した。	市民	【参画】パブリックコメント	4,200千円	【参画】附属機関、懇話会等の設置
126	花のまちづくりセンター	花と緑のわがまちづくり助成制度	まちなかに花や緑を植栽・育成し、花と緑と自然のまちづくりを推進する自治会等の団体に対し、予算の範囲内で助成金を支給する。	自治会等	【協働】補助金交付等による協働	5,159千円	
127	花のまちづくりセンター	花好き・自然好き市民交流サロン	花好き・自然好き市民のネットワークを広げ、「花と緑と自然があふれるまちづくり」へと発展させるため、活動の場の提供と情報発信の助成を行う。	団体・個人	【協働】情報提供・情報交換による協働	108千円	
128	花のまちづくりセンター	第3回、第4回 花・緑まちづくりフェスタinふるーらむの開催	市民ボランティア団体及び市民との協働を推進するための仕組み作都市緑化の普及・啓発を図るため、市民が花と緑に親しみ、緑化に関する知識・情報を得る機会として開催する。	団体・個人	【協働】事業の企画・実施過程における協働	1,536千円	
129	花のまちづくりセンター	みんなで作ろう花畑	園内花壇を活用し、花の種の播種から植替えまでの作業を通じて市民が花と緑に関する情報を得ることができる機会とするため、興味のある市民をボランティアとして募集する。	個人	【協働】個人のボランティアとの協力	4千円	
130	建築課	空き家対策地域交流会	多くの郊外型住宅地では、高齢化が進むとともに空き家になるケースが多くなってきていることから、空き家対策として、地域コミュニティの活性化を目的にモデル地区(萩の台住宅地)で意見交換を定期的に開催事業について良好な年環境の形成と、秩序あるまちづくりを実現するため、必要な調査・研究を行い、良好な近隣関係の形成がなされているか、計画が秩序あるまちづくりであるかを審議する。	学識経験者 市民	【参画】意見交換会	126千円	
131	建築課	生駒市開発事業審議会	建築基準法の規定により、建築主事を置く市町村に設置義務があり、主な事務は、建築基準法の規定に基づき特定行政庁が許可をする場合の同審査会同意、または、建築主事及び特定行政庁の処分や不作為についての審査請求に対する裁決を行う。	市議会議員 学識経験者	【参画】附属機関、懇談会の設置等		平成25年度は実施無
132	建築課	生駒市建築審査会	建築基準法の規定により、建築主事を置く市町村に設置義務があり、主な事務は、建築基準法の規定に基づき特定行政庁が許可をする場合の同審査会同意、または、建築主事及び特定行政庁の処分や不作為についての審査請求に対する裁決を行う。	学識経験者	【参画】附属機関、懇談会の設置等	210千円	
133	地域整備課	生駒駅前にぎわい創出事業	生駒駅周辺中心市街地における持続可能なにぎわいを創出するための方策について検討を行う。	市民	【参画】ワークショップ	4,200千円	
134	公園管理課	都市公園等の維持管理	公園・緑地等の維持管理業務(清掃、草刈、不法投棄の通報、遊具の点検、グラウンド整備等)を地元自治会等が中心となり行う。	自治会、マンション管理組合など91団体	【協働】委託契約に基づく協働	25,318千円	高齢化等により、委託業務の実施が困難になってきている団体がある。
135	公園管理課	生駒山麓公園・ふれあいセンターの管理運営	生駒山麓公園及びふれあいセンターの管理運営(施設の維持管理、利用受付等)を市との協定に基づき、指定管理者(民間事業者)に包括的に代行させる。	大新東・ナック共同体	【協働】指定管理者制度	180,219千円	
136	教育指導課	生駒市地域ぐるみの児童生徒健全育成推進事業	子どもの見守り活動としてパトロール、保護者や教師のための学習会、その他各中学校での様々な取り組み	生駒市PTA協議会、生駒警察署、生駒市自治連合会、民生・児童委員連合会他多数の団体	【協働】実行委員会、協議会		
137	スポーツ振興課	地区別体力づくり活動事業	生駒市自治連合会が地区別(小学校単位で事業でも可)に実施するスポーツ活動事業 資金的支援	生駒市自治連合会	【協働】補助金交付等による協働	2,484千円	
138	スポーツ振興課	市民体育大会	26競技による体育大会 生駒市体育協会との協働事業の推進	一般財団法人生駒市体育協会	【協働】共催、実行委員会、協議会による協働		指定管理の範囲内の事業として実施
139	スポーツ振興課	生駒市民体育祭	子ども対抗・自治会対抗・小学校区対抗競技大会 生駒市体育協会、生駒市自治連合会との協働事業の推進	市民、生駒市自治連合会、一般財団法人生駒市体育協	【協働】事業協力による協働		指定管理の範囲内の事業として実施

参画と協働の事務事業調査表【平成25年度】

140	スポーツ振興課	生駒市スポーツ推進審議会	本市のスポーツ振興を目的にスポーツに関する問題について調査審議する機関	スポーツに関する有識者	【参画】附属機関、懇談会の設置等	410千円	
141	スポーツ振興課	生駒市スポーツ推進委員	市民のスポーツの実技指導や活動促進等、市民のスポーツ振興に指導助言を行う。	市民、関係団体員	【参画】附属機関、懇談会の設置等	1,186千円	
142	スポーツ振興課	体育協会運営・育成事業	生駒市体育協会の健全な運営、育成を図り、加盟団体のスポーツ活動の強化及び活性化を図るための事業に必要な経費の一部を補助	一般財団法人生駒市体育協会	【協働】補助金交付等による協働	2,620千円	
143	スポーツ振興課	県民体育大会選手派遣事業	本市で予選等で決定した参加選手を、市選手団として県民体育大会へ派遣する業務で、その大会参加の準備運営等	一般財団法人生駒市体育協会	【協働】委託契約に基づく協働	1,250千円	
144	スポーツ振興課	各種スポーツ事業 (ファミリースポーツの集い・体育館無料開放事業・小学生長距離走記録会)	ファミリースポーツの集いは、軽スポーツを中心としたスポーツ・レクリエーション活動の実践の場の提供。 また、体育館無料開放や長距離走記録会は青少年を対象とした事業であり、健全育成や子どもの体力低下傾向に歯止めをかけるため運動に親しめる機会とする。	一般財団法人生駒市体育協会、生駒市体育指導委員、生駒市スポーツボランティア	【協働】事業協力による協働	515千円	体育館無料開放事業は、指定管理の範囲内の事業として実施のため、左記事業費には含まれていない
145	スポーツ振興課	各体育施設管理運営	市内各体育施設の管理運営	一般財団法人生駒市体育協会	【協働】指定管理者制度	172,500千円	平成22年度から指定管理者が変更
146	スポーツ振興課	生駒ふれあい市民マラソン	高山サイエスタウンを周辺道路で開催する各種目別マラソン大会	生駒ふれあい市民マラソン組織委員会	【協働】共催、実行委員会、協議会による協働	170千円	平成22年度から予算要求
147	スポーツ振興課	スポーツ教室	20競技のスポーツの教室	一般財団法人生駒市体育協会	【協働】事業協力による協働		指定管理の範囲内の事業として実施
148	スポーツ振興課	生駒山スカイウォーク	生駒市のシンボルである生駒山において、誰でも手軽に取り組めるウォーキングを行うことにより、自然に親しみながらの体力づくりを図り、また故郷を愛する心を育むことを目的として開催するウォーキングイベント。	一般財団法人生駒市体育協会、財団法人大阪府みどり公社、近畿日本鉄道(株)、近鉄レジャーサービス(株)、個人ポ	【協働】委託契約に基づく協働	1,900千円	
149	スポーツ振興課	総合型地域スポーツ推進事業	生駒市スポーツ振興基本計画の最重要施策であり、「だれでも、何でも、どんなレベルでも」と、気軽に生涯に亘り初心者から競技者までがスポーツ活動を行うことができ、スポーツによって地域の絆の再構築、また地域の活性化が期待できる「総合型地域スポーツクラブ」を推進する。	市内の総合型地域スポーツクラブ及び市内で総合型地域スポーツクラブの設立を検討している団	【協働】事業協力による協働		予算措置なし
150	スポーツ振興課	総合型地域スポーツ設立支援事業	「だれでも、何でも、どんなレベルでも」と、気軽に生涯に亘り初心者から競技者までがスポーツ活動を行うことができ、スポーツによって地域の絆の再構築、また地域の活性化が期待できるものが「総合型地域スポーツクラブ」である。 今後、より身近な地域でスポーツ活動に親しんでいただくため、小学校区に1つ以上設立することが望ましいとされていることから、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金を活用し、生駒市スポーツ振興基本計画の最重要施策である総合型地域スポーツクラブの設立を支援することを目的としている。	市内の総合型地域スポーツクラブの設立準備団体	【協働】補助金交付等による協働		平成26年度から予算要求 (1,080千円)
151	図書館	図書館主催行事への協働、図書館との共催行事開催	図書館のおはなし会や絵本の会及び学校等への出前授業(おはなし会、ブックトーク等)への協働、子ども読書の日記念行事、スライドトーク等の共催・協力、後進の育成、大人もいっしょのおはなし大会、児童文学講座等の共催	生駒おはなしの会	【協働】事業協力による協働	450千円	
152		子どもに語るおはなし講座	おはなしの語り手を育成する初心者を対象とした講座開催。終了生の有志は「生駒おはなしの会」の会員となって、協働していただいでい	市民	【参画】講座等	0千円	
153	図書館	経験者のためのおはなし勉強会	おはなしの語り手を育成する初心者を対象とした図書館主催講座を修了した方と、「生駒おはなしの会」会員や職員を交えた勉強会開催	生駒おはなしの会、市民	【参画】講座等	30千円	
154	図書館	学校等の読書活動ボランティアへの講習会	幼稚園、学校、育児支援ボランティア、育児サークル等への絵本の選び方、読み聞かせ方、図書の修理等の講習会開催	読書活動ボランティア	【参画】講座等	0千円	
155	図書館	本いっぱいどきどきわくわくサマーフェスティバル	絵本作家はたこうろう氏を招いての絵画ワークショップやスライドトーク、文庫の紹介コーナー、本の展示・貸出コーナー等を組み合わせたフェスティバル開催。	生駒市子どもの本連絡会	【協働】共催、実行委員会による協働による協働	170千円	
156	図書館	奈良昔ばなし大学	日本の昔話やグリム童話をもとに昔話の理論や実践の基礎を学び、子どものための昔話絵本や再話のよしあしを見分ける目と耳を養う。	奈良昔ばなし大学実行委員会	【協働】共催、実行委員会による協働による協働	0千円	
157	図書館	ピブリオバトルinいこま	「ピブリオバトルinいこま」の開催	生駒ピブリオ倶楽部	【協働】共催、実行委員会による協働による協働	29千円	
158	予防課	防火啓発推進事業	市民を対象とした火災予防運動中の街頭防火広報(鼓笛演奏)をはじめ、防火夜回り、防火餅つき等、消防の協力機関として地域の火災予防普及活動を実施。	少年消防クラブ	【協働】事業協力による協働	11万円	
159	予防課	防火啓発推進事業	消防出初式に参加し、防火演技の披露や防火広報活動への協力、園内での防火啓発活動実施。	幼年消防クラブ	【協働】事業協力による協働	12万円	

【第2章 基本原則】

条 文	解 説
第6条 本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならない。	【解説】 参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、誰もが個人として基本的な人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています。これには、部落差別、障がい者差別などいわれのない人権侵害についての課題の解決に向けた取組を含んでいます。

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第6条（人権の尊重）	<p>■人権相談 人権擁護委員と連携し、市において毎月人権相談を実施している。</p> <p>■人権啓発事業 広報紙、ホームページ等により人権問題についての啓発活動を行うとともに、「人権を確かめあう日」記念市民集会や差別をなくす市民集会等、市民が主体的に参加できる催しの開催により、人権意識の高揚を図っている。</p> <p>■人権教育事業 自治会別に人権教育地区別懇談会を行うとともに、事業者が行う人権についての職場研修や学校の保護者会研修等に講師を派遣し、人権教育の推進を図っている。</p>	<p>人権問題は多岐に渡っており、昨今ではインターネットを悪用した人権侵害やプライバシーの侵害などに関する新たな問題も起こっている。</p> <p>今後も市民一人ひとりが人権意識を高めるためには、効果的な人権教育・啓発を行っていくとともに、人権侵害の潜在化に対する状況把握と、迅速な対応ができる体制を整備していくことが必要となっている。</p>	<p>参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、誰もが個人として基本的な人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています。これには、部落差別、障がい者差別などいわれのないあらゆる人権侵害についての課題の解決に向けた取組を含んでいます。</p>	<p>・何故、基本的な人権を省かれるのでしょうか？ また、「部落差別、障がい者差別などいわれのない」を省きあらゆる人権侵害についての課題の解決にむけた…となっていますが、あらゆる人権侵害で判りやすいのでしょうか？</p> <p>・まちづくりの中で、地域で6条の担当は何処なのでしょう？自治会で民生委員だけでは、手薄で児童委員も含め増員も必要では。</p>

【第3章 市民の権利と責務】

条 文	解 説
<p>第7条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。</p> <p>2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> 「住民自治」を確立し、参画と協働のまちづくりを推進するため、まちづくりの主体は市民であり、すべての市民はまちづくりに参画する権利があることを規定しています。また、参画する権利は、「生駒市パブリックコメント手続条例」、「附属機関等及び懇談会等の取扱いに関する指針」や同指針に基づく「附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準」などによって現在保障されていますが、市民は、さまざまなまちづくりに参画する権利を有しています。</p> <p><第2項> 市民がまちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けることがないことを規定しています。</p>

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第7条（まちづくり参画の権利）	【市民の権利と責務の項目】		特になし	・市民はまちづくりに参画する権利を有していると謳いながら、そのための行政の姿勢、取り組みが十分とは言えない。何が足りないかは本検証において様々に意見が出されており、これに基づき全庁的に今後の取り組みを検討する必要がある。

【第3章 市民の権利と責務】

条 文	解 説
第8条 20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。	<p>【解説】 20歳未満の青少年及び子どもにもその年齢に応じたまちづくり参画の形態が必要であり、その意見は市の貴重な財産となることから、こうした子どもたちの参画の権利を保障する規定です。</p>

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第8条（20歳未満の市民のまちづくりに参画する権利）	【市民の権利と責務の項目】			<ul style="list-style-type: none"> ・この項目では、具体的な運営の取り組み状況、あるいは進捗状況が必要ではないでしょうか？ ・青少年がまちづくりに参画する権利を謳いながら、その意識を醸成する、あるいは意見を聴取する具体的な取り組みが準備できていないのではないかと。 ・20歳未満の青少年及び子どもがまちづくりに参画する具体的な取り組みはあるか？

【第3章 市民の権利と責務】

条 文	解 説
<p>第9条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第1項> まちづくりに参画する市民の責務として、まちづくりの主体であることの自覚とともに、自らの発言と行動に責任を持つことが、自治を育てる重要な要件となるため規定しています。</p> <p><第2項> また、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮すべきこともまちづくり参画に当たっての市民の責務としています。</p>

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第9条（まちづくり参画における市民の責務）	【市民の権利と責務の項目】		特になし	特になし

【第1章 総則】

条 文	解 説
<p>第1条 この条例は、生駒市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。</p>	<p>【解説】 条例の目的を地方自治の本旨に基づく自治の実現と自立した地域社会の創造としています。「地方自治の本旨」とは、憲法で定められている地方自治のあるべき姿のことで、住民自治（その地方の住民の意思と責任において自治が行われること）と団体自治（国から独立した団体として、その団体の権限と責任において自治が行われること）の2つからなるとされています。</p>

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第1条（目的）			特になし	特になし

【第1章 総則】

条 文	解 説
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むものをいう。</p> <p>(2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。</p> <p>(3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。</p> <p>(4) 参画 市の施策や事業等の計画、実施及び評価等まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。</p> <p>(5) 協働 市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し、協力することをいう。</p> <p>(6) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取組をいう。</p>	<p>【解説】</p> <p>「市民」とは、地方自治法上の「住民」（市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含まれます。）のほか、市内に勤務している人や市内に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためには、生駒市に関係する幅広い人々が協力しあう必要があるとの認識に基づくものです。また、「者」は個人を意味し、「もの」は個人のほか団体、企業等を含んでいます。</p> <p><第2号></p> <p>「市」とは、普通地方公共団体の市議会及び市の執行機関です。</p> <p><第3号></p> <p>「執行機関」とは、市長のほか、地方自治法第180条の5の規定により、地方公共団体に置かなければならない教育委員会等の委員会及び委員のことで、なお、水道事業管理者については、地方自治法に規定する執行機関ではないですが、地方公営企業法の規定によって、独立した権限を与えられており、独自の判断により責任ある行政運営を行うべき立場にあることから、執行機関に含めることとしています。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>《既存の法律など》</p> <p>【地方自治法】 （委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）</p> <p>第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。</p> <p>(1) 教育委員会 (2) 選挙管理委員会 (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会 (4) 監査委員</p> <p>3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。</p> <p>(1) 農業委員会 (2) 固定資産評価審査委員会</p> <p>【地方公営企業法】 （管理者の地位及び権限）</p> <p>第8条 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する。ただし、法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 予算を調製すること。 (2) 地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。 (3) 決算を監査委員の審査及び議会の認定に付すること。 (4) 地方自治法第14条第3項並びに第228条第2項及び第3項に規定する過料を科すること。</p> </div> <p><第4号></p> <p>「参画」とは、「市の施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程で、責任を持って主体的にまちづくりにかかわること」をいいます。「参画」は、単なる参加ではなく、意思形成に加わることで、責任ある行動が求められるという意味も含んでいます。これは、参画の原則である「情報共有」、「信頼・連帯」、「学習」、「相互理解」、「協働」、「判断・選択」、「効率・効果」というキーワードに基づくものです。</p> <p><第5号></p> <p>「協働」とは、まちづくりの主体である市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を生かし、尊重しながらよりよいまちづくりに協力し合うことをいいます。このことは協働の原則である(1)自主自立・対等、(2)相互理解・目的共有、(3)公平・公正・公開という考え方を基本としています。</p> <p><第6号></p> <p>一般に「まちづくり」には、道路や河川、下水道などの都市基盤の整備や福祉や教育、環境などのさまざまな事業や活動がありますが、この条例では、「住みよい豊かな地域社会」をつくるための事業や活動を「まちづくり」としています。</p>

条文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
第2条（定義）			特になし	特になし

【第1章 総則】

条 文	解 説
<p>第3条 この条例は、生駒市におけるまちづくりの最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。</p>	<p>【解説】 この自治基本条例が、生駒市の最高規範であることを規定しています。最高規範を謳うことから、一般的に自治基本条例は自治体の憲法といわれています。市は、この条例の趣旨に則って市政運営を行うとともに、他の条例・規則の制定改廃に当たっても、この条例の趣旨を尊重することを規定しています。</p>

条 文	主な取り組み状況	取り組みにおける課題・問題点等	条文・条文解説で変更すべき箇所	市民自治推進委員意見
<p>第3条（最高規範）</p>	<p>■条文の規定に基づき、各課において対応。</p>		<p>特になし</p>	<p>以前、条例等の体系化の図（縦軸：生駒市自治基本条例、横軸：総合計画と書いたチャート図）が事例としてあれば非常に判りやすいのですが。</p>

分野別	更に分野別を細かくして具体的なルールを定める条例	規則・要綱・計画等
市民参画	行政手続条例／パブリックコメント手続条例／市民投票条例／市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例／情報公開条例	参画と協働の指針／附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針／附属機関及び懇談会等の参加者の公募に関する基準／附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準／市民政策提案制度実施要綱／審議会等の公募市民無作為抽出型登録制度実施要綱
協働推進		参画と協働の指針／各種団体への補助金交付要綱 (ex)自治振興補助金交付要綱／いこまんどこまつり実行委員会補助金交付要綱・市民憲章実践推進協議会補助金交付要綱／地域まちづくり活動支援事業補助金交付要綱等
まちづくり	建築協定に関する条例／地区計画区域内建築物の制限に関する条例／ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例／地区計画等の案の作成手続に関する条例／開発事業の適正化に関する条例／みどりの基金条例／下水道条例／安全で住みよいまちづくりに関する条例／消費者保護条例／空き家等の適正管理に関する条例	都市計画マスタープラン／中高層建築物並びに集合住宅に関する指導要綱／宅地等開発行為に関する指導要綱／屋外広告物規則／生垣設置に関する助成金交付要綱／景観計画／緑の基本計画／景観形成基本計画／耐震化改修促進計画／地域住宅計画／既存住宅簡易耐震診断補助金交付要綱／既存住宅耐震改修工事補助金交付要綱／特殊建築物等耐震診断補助金交付要綱／スマートコミュニティ推進奨励金交付要綱／地域公共交通総合連携計画／まちづくりガイドブック
環境 (環境基本条例)	まちをきれいにする条例／廃棄物の処理及び清掃に関する条例／違法駐車等防止条例	環境基本計画／一般廃棄物(ごみ)処理基本計画／生活排水処理基本計画／緑の基本計画／狂犬病予防法施行細則／ごみ半減プラン／生駒市エネルギービジョン／効率的な汚水処理施設整備基本計画／水道ビジョン
福祉	介護保険条例／乳幼児医療費助成条例／母子医療費助成条例／国民健康保険税条例／立保育所条例／老人医療費助成条例／心身障害者医療費助成条例／後期高齢者医療に関する条例	生活保護法施行細則／児童手当の支払に関する規則／児童扶養手当の支払に関する規則／健康いこま21計画／食育推進計画／ハートフルプラン(次世代育成支援行動計画、地域福祉計画、介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画、障がい者福祉計画)／災害時要援護者避難支援プラン／病院事業計画
人権・国際	人権擁護に関する条例／男女共同参画推進条例	国際化基本指針／人権施策に関する基本計画／男女共同参画行動計画／男女共同参画都市宣言／地对財特法期限後の同和施策に関する提言
教育 (生涯学習・文化振興・青少年育成)	文化財保護条例	生涯学習推進基本方針／子ども読書活動推進計画／フィールドミュージアム／スポーツ振興基本計画／社会教育施設使用料等見直しに関する提言／社会教育施設等使用料減免に関する提言／学校給食センター更新基本計画
防災	火災予防条例	地域防災計画／地震対策アクションプログラム／水防計画／耐震化改修促進計画／国民保護計画／既存住宅簡易耐震診断補助金交付要綱／既存住宅耐震改修工事補助金交付要綱／特殊建築物等耐震診断補助金交付要綱
産業振興		企業誘致立案プロジェクトの提言／中小企業特別小口融資規則／農業ビジョン
情報 (情報公開条例)	政治倫理条例／個人情報保護条例／法令遵守推進条例	情報セキュリティに関する規則／情報セキュリティ対策基準／市立学校・幼稚園における個人情報保護ガイドライン
市政運営 (税・財務)	行政組織条例／財政状況の公表に関する条例／税条例／ふるさと生駒応援基金条例／手数料条例／監査委員条例	行政改革大綱・アクションプラン／定員適正化計画／人材育成基本方針／特定事業主行動計画／予算規則／中期財政計画／財政健全化計画／水道経営健全化計画／下水道事業経営健全化計画／随意契約ガイドライン／補助金等交付規則